

一般社団法人大阪泌尿器科臨床医会 倫理委員会規則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この委員会は、大阪泌尿器科臨床医会（以下「本医会」）倫理委員会と称する。

第2章 目的および活動

（目的）

第2条 倫理委員会（以下「本委員会」）は、本医会での倫理に関する諸問題を担当する事を目的とする。

（活動）

第3条 本委員会は前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- （1） 本医会会員が行う治療行為ならびに医学研究がヘルシンキ宣言の趣旨に則って正しく施行され、医の倫理に基づいて行われるための指導、支援。
- （2） その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項。

第3章 構成および委員

（構成）

第4条 本委員会は、以下に掲げる委員をもって構成する。

- （1） 本医会定款第7条に定める会員。
- （2） 本医会理事会が指名した学識経験者、その他の者。

（委員の選任）

第5条 委員は本医会会長が選任する。

- 2 委員は、本医会理事改選後可及的速やかに改選する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 他の委員の補欠として選任もしくは増員として選任された委員の任期は、他の委員の任期と同時に満了する。

（委員長および副委員長）

第7条 本委員会に委員長を置く。委員長は本医会会長が会員の中から推薦し、理事会の承認を得て本医会会長が任命する。委員長は再任され得る。

- 2 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4章 会議

（委員会の開催、議決）

第8条 本委員会は、委員長が招集する。

2 本委員会の開催は委員定数の過半数の出席を必要とする。但し、当該議事に付き書面をもって予め意思を表示したものは、出席者とみなす。

3 議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(理事会報告)

第9条 本委員会議事については、本医会理事会等で報告しなければならない。

第5章 補則

(規則の変更)

第10条 本委員会の規則を変更する場合には、本委員会での議決を経て、本医会理事会での承認を得なければならない。

付則

(施行期日)

この規則は、(西暦) 年 月 日から施行する。